

議題 1 次期総合計画について

1 計画の構成と計画期間

【案】

- 次期総合計画の計画期間は、平成 28 年度～平成 37 年度の 10 年間とし、
- まちの将来像、まちづくりの基本理念、まちづくりの基本目標を示す「基本構想」、
- 前・後期それぞれ 5 年間の基本となる施策のプログラムと施策の展開方法、推進方策を示す「基本計画」、
- 毎年度実施する具体的事業を示す向こう 3 カ年度の「実施計画」の 3 階層とする。

2 基本構想について

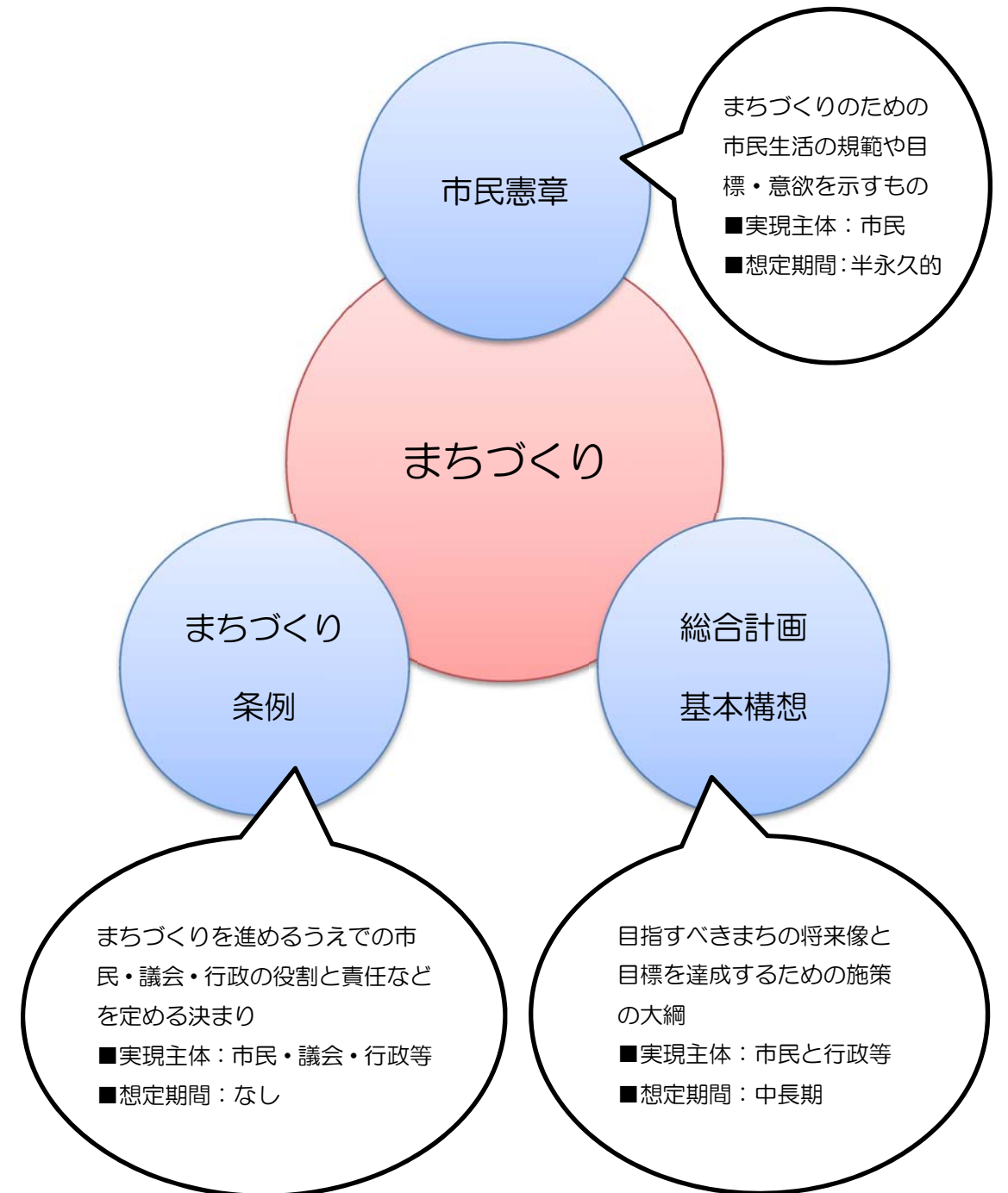
(1) 基本構想の条例化と議決について

総合計画審議会の 主な意見	①目指すべき市の将来像、目標を示すために必要。 ②総合計画を策定した時点から、社会情勢は大きく変わるものと感じている。 ③総合計画の性格は、大きな方向性は示すが、柔軟でなければならない。 ④実現性の有無に関わらず、夢を盛り込んだ計画とするべき。 ⑤市の将来像、まちづくりの基本理念、まちづくりの基本目標を含めた、まちづくりの条例を制定してはどうか。条例とすることにより、10 年ごとの総合計画策定に係る労力の軽減が図れるのではないか。 ⑥協働のまちづくりをする場合に、住民、事業所、行政が何をするのかという基本的な条例を作り、住民自治条例という形で情報を出してはどうか。
検討内容 【総合計画の基本構想を「まちづくり条例」に含むことについて】	①他市等で制定している一般的なまちづくり条例（自治基本条例）は、まちづくりにおける市民の権利や責務、議会、市（行政）の組織や運営に関するものを「法」として定めたものであり、法的な拘束力を持つ。 ②条例で、行政の計画策定を義務付けている。 ③一部のまちづくり条例では、「目指すまちの姿」の実現に向けた、住民・議会・行政の努力規定はある。 ④まちづくり条例では、特に期間を想定していない。（改正は可能） ⑤総合計画基本構想の位置付けと役割は、その時々時代の背景(社会情勢)の変化に応じて、将来像、まちづくりの目標を設け、実現のための方針や手段を総合的・体系的に示す施策の大綱である。 ⑥総合計画に夢を盛り込みながら、柔軟性を持たせるためには、「法」として拘束力をもつ条例はなじまない。 ⑦総合計画は事業が予算化され、その実施をもって施策が展開される。 ⑧まちづくり条例の制定については、今後の検討課題としたい。
検討結果	総合計画基本構想は、条例制定の方式をとらず、議会の議決を経て策定する。

(2) 基本構想の計画期間について

検討内容	①総合計画を策定した時点から社会情勢は逐次変わっていくが、ある程度の長期的な展望をもって期間を設定することが望ましい。 ②将来像の実現、まちづくりの目標の達成には、ある程度の期間が必要である。
検討結果	総合計画基本構想の計画期間は、現計画と同様に 10 年間とし、平成 28 年度から平成 37 年度までとする。

「市民憲章」「まちづくり条例」「総合計画基本構想」の位置付けと役割



3 基本計画について

(1) 基本計画の策定と議決について

第3回 総合計画審議会の 主な意見	①大きな方向性は示すが、時々 ^々 の社会情勢に対応できる柔軟なものとするべき。 ②将来の見通しができる部分の方向性についても柔軟性が必要。 ③新市建設計画、過疎地域自立促進計画を、基本計画ないし実施計画として総合計画に組み入れることはできないか。 ④一関市地域協働の仕組みづくり検討会議の議論では、条例により基本計画や実施計画を策定する方が効率的ではないかとの意見があった。
検討内容	①今後の財政状況を見通すうえでも、中長期的な施策の展開を示す計画は必要である。 ②新市建設計画は、平成17年度の合併市町村の状況、エリアを基本とし策定されたものである。 ③過疎地域自立促進計画は、財源充当する事業を中心に分野を限定した個別計画であり、市の総合的な最上位計画と置き換えることは難しい。
検討結果	①中長期的な施策の展開方法を示すため、基本計画を策定する。 ②基本計画は硬直的なもの ^{とせず} に、時々 ^々 の社会情勢に対応できる柔軟性を持ち合わせた計画とする。 ③新市建設計画の変更計画及び過疎地域自立促進計画は次期総合計画基本計画と整合を図り策定する。 ④総合計画基本計画は、総合計画基本構想と同様に、議会の議決を経て策定する。

(2) 基本計画の期間

検討内容	①時々 ^々 の時代背景を踏ま ^た 、見直しを行うことは必要である。 ②過疎地域自立促進計画の計画期間との整合を図る必要がある。
検討結果	総合計画基本計画は基本構想の期間内で、前期・後期に分け、それぞれの計画期間を5年間とする。(前期：平成28～32年度、後期：平成33～37年度)

4 実施計画について

(1) 実施計画の策定と計画期間について

第3回 総合計画審議会の 主な意見	①最終的に具体の事業の動きを示す実施計画は必要である。
検討内容	①予算編成の指針とするため、具体の事業の動きを示す計画が必要である。 ②事業の財源とする合併特例債、過疎対策事業債との調整を図るため、具体の事業計画は必要である。 ③事業は常に実施状況を検証しながら、見直しを行う必要がある。
検討結果	総合計画実施計画は現在と同様に、計画期間を3年間とし、毎年度ローリングにより見直しを行う。